

## 至誠館大学職員等子女の授業料免除規程

### (目的)

第1条 学校法人菅原学園役員及び至誠館大学職員（以下「職員等」という。）の子女が至誠館大学に入学した場合に、授業料を免除し、子女の教育を助成することを目的として、この規程を定める。

### (免除する授業料)

第2条 授業料の5割を免除する。ただし、学年途中において免除するときは、決定の次の期から免除する。

2 学則第44条で定める授業料等のうち、授業料を除く授業料等は、これを納入しなければならない。

### (免除対象者)

第3条 授業料の免除を受けるには、次の各号のいずれかに該当することを要する。

(1) 役員関係理事及び監事の現に扶養している子女（直系一親等の卑属）であること。

(2) 職員等関係専任職員等の現に扶養している子女（直系一親等の卑属）であること。

### (免除期間)

第4条 授業料の免除期間は、原則として1年とする。ただし審査を経て更新することができる。

2 在職中死亡した役員及び専任職員等の子女で、その役員及び専任職員等の死亡当事において、授業料の免除の取り扱いを受けている者は、所定年限に限り引き続き免除することができる。

### (更新審査)

第5条 免除期間の更新を希望する者は、必要書類を大学事務局に提出し審査を受けなければならない。

2 必要書類は別に定める

### (免除の手続)

第6条 子女の授業料免除を受けようとする職員等は、授業料免除願書に子女の戸籍抄本を添えて大学事務局に提出しなければならない。

2 学長は、前項の授業料免除願書に基づき速やかに授業料免除の審査を行い、その結果を理事長に報告する。

3 理事長は、前項の審査結果に基づき、子女の授業料免除を中止する。

### (免除の中止)

第7条 授業料免除の資格要件を失った者は、その免除を中止する。

2 子女が資格要件を失ったときは、職員等は、前条の手続きに準じ遅滞なく大学事務局へ届出なければならない。

3 前項の場合における授業料免除の中止時期については、第2条第1項ただし書きの規定を準用する。

(特別の場合の免除)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成20年	4月	1日	(第2回改正)
	平成25年	4月	1日	(第3回改正)
	平成26年	4月	1日	(第4回改正)
	平成27年	6月	1日	(第5回改正)
	平成28年	6月	1日	(第6回改正)
	平成31年	4月	1日	(第7回改正)